平成２５年（フ）第５６号
富山市粟島町２丁目10番17―107号　カントリーホーム粟島、破産手続開始決定時の住所富山市水橋肘崎54番地２
破産者　井口奈美子
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５５号
京都市伏見区納所下野１番地伏見納所団地９棟301号室、破産申立時の住所長野市三本柳西２丁目16番地アメニティー三本柳Ｂ―304
破産者　日下部　博
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
長野市川中島町四ツ屋1362番地の６、開始決定時の住所長野市大字西尾張部1028番地３ハイカムール岡田Ｂ―101
破産者　宮澤　一久
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８５号
埼玉県児玉郡神川町元原61－２　オネスティー元原206号、住民票上の住所長野県須坂市墨坂南２丁目４番33号
破産者　木村　一彦
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８７号
長野県中野市大字西条984番地２　錦屋ハイツ１号室
破産者　仁科のぞみ
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
長野県松本市大字島内3455番地１　アンサンブル樽木Ａ―106、前住所長野県松本市小屋南１丁目30番７号
破産者　角田　正勝
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第６５号
静岡県焼津市一色642番地の１　コーポみのり201号室
破産者　布施　弘之
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７６号
神奈川県川崎市中原区木月祇園町９番21号オークハウス元住吉アネックス206、開始決定時の住所名古屋市千種区山門町１丁目11番地　覚王山コーポレーション22号
破産者　栗木　達雄
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１０号
大阪市東住吉区公園南矢田１丁目16番１号グランドゥール小林1001号
破産者　檜山　晴敬
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４７号
大阪市福島区海老江８丁目７番８―801号
破産者　青木　利光
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９４８号
大阪市淀川区新北野１丁目14番７―202号
破産者　青木　明美
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４１０号
大阪府門真市下島町３番２号
破産者　田中敬市郎
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４３３号
大阪府東大阪市水走２―16―45　ライオンズマンション吉田207、住民票上の住所大阪府東大阪市横枕３番３号　シャトー横枕201号
破産者　中村　　泉
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４８３号
大阪府交野市向井田１丁目69番１号、開始決定時の住所大阪府交野市私部南３丁目２番15号
破産者　カレーの店白川こと　森下　武彦
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５７７号
大阪市淀川区三津屋北１丁目５番11号
破産者　渡邊　和子
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６３９号
大阪府箕面市牧落３丁目14番16―401号
破産者　西畑　博史
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７９９号
大阪府大東市北条７丁目４番８号　サンコーポ311号、前住所大阪府大東市新田西町６番34号　カスカード新田Ⅱ８Ｅ
破産者　中村組こと　中村　孝信
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２６８５号
大阪市住之江区平林南２－１―20―1301、前住所大阪市鶴見区浜４丁目20番３―503号
破産者　井納あゆみ（旧姓岩﨑）
1　決定年月日　平成25年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部